

福岡市公報

令和 8 年 3 月 9 日 第7217号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次—	ページ
規 則	
○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正 (第 7 号)	1
○公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する規則の一部改正 (第 8 号)	2
○福岡市モーターボート競走実施規則の一部改正 (第 9 号)	2
○福岡市保健所長事務委任規則の一部改正 (第10号)	3
○福岡市建築基準法施行細則の一部改正 (第11号)	3
告 示	
○市道路線の認定 (第52号)	4
○市道路線の認定 (第53号)	4
○市道路線の変更 (第54号)	6
公 告	
○建築協定の認可 (第54号)	7
水 道 局	
○一般競争入札の実施 (公告第 9 号)	7
博 多 区	
○住民票の消除 (告示第 3 号)	8
規 則	

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 9 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 7 号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和元年福岡市規則第 5 号) の一

部を次のように改正する。

別表第1 その他の負傷又は疾病の場合の項中「5日」を「10日」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第8号

公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する規則（平成14年福岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号に次のように加える。

ケ 地方税共同機構

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第9号

福岡市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

福岡市モーターボート競走実施規則（平成22年福岡市規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

区 分		単 位	料 金
東スタンド	レギュラーシート	1 席	2,000 ^円
	ロイヤル席	1 席	3,000
	ペアシート	1 席	3,000
	たたみシート	1 室	4,000

	グループボックスA及びB	1室	6,000
	グループボックスC	1室	9,000
中央スタンド	レギュラーシート	1席	1,000
	グループボックスD及びE	1室	5,000
	グループボックスFからIまで	1室	6,000
	対面シート	1卓	4,000
	カウンターシート	1席	2,000

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第10号

福岡市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

福岡市保健所長事務委任規則（昭和38年福岡市規則第63号）の一部を次のように改正する。

本則第9号中アを削り、イをアとし、ウからクまでをイからキまでとする。

本則第29号ア中「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「第5条第2項」を「第7条第2項」に改め、同号イ中「第5条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、本則第29号ア及びイの改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第11号

福岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡市建築基準法施行細則（昭和46年福岡市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第137条の12第6項若しくは第7項」を「第137条の12第11項若しくは第12項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡市告示第52号

市道路線を次のように認定したので、道路法第9条の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
東4983	箱崎4983号線	東区箱崎六丁目3330番3地先から	
		同 管松三丁目5番地先まで	
東4984	箱崎4984号線	東区箱崎六丁目3575番12地先から	
		同 管松三丁目9番地先まで	
東4985	箱崎4985号線	東区箱崎六丁目3575番12北地先から	
		同 南地先まで	
東4986	管松4986号線	東区管松四丁目3575番20地先から	
		同 4093番22地先まで	
東4987	管松4987号線	東区管松四丁目3575番19東地先から	
		同 西地先まで	
東4988	管松4988号線	東区管松四丁目4089番7地先から	
		同 3575番42地先まで	

福岡市告示第53号

市道路線を次のように認定したので、道路法第9条の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
東4989	雁の巣4989号線	東区雁の巣二丁目1761番32地先から	
		同 1761番37地先まで	
東4990	水谷4990号線	東区水谷三丁目252番215地先から	
		同 252番236地先まで	
東4991	水谷4991号線	東区水谷三丁目252番231地先から	
		同 252番194地先まで	
東4992	水谷4992号線	東区水谷三丁目252番235地先から	
		同 252番234地先まで	
東4993	名子4993号線	東区名子二丁目284番 4 地先から	
		同 410番 1 地先まで	
東4994	八田4994号線	東区八田三丁目2150番 1 地先から	
		同 2150番 4 地先まで	
博多2889	吉塚2889号線	博多区吉塚四丁目429番 2 地先から	
		同 吉塚五丁目350番 1 地先まで	
博多2890	吉塚2890号線	博多区吉塚五丁目350番 1 地先から	
		同 373番地先まで	
南3848	井尻3848号線	南区井尻四丁目1010番15地先から	
		同 1010番13地先まで	
城南1896	田島1896号線	城南区田島五丁目350番 5 地先から	
		同 323番 5 地先まで	
早良3413	室見3413号線	早良区室見二丁目10番 2 地先から	
		同 11番 1 地先まで	
早良3414	飯倉3414号線	早良区飯倉二丁目438番 2 地先から	
		同 437番 5 地先まで	

早良3415	田村3415号線	早良区田村二丁目806番1地先から	
		同 806番15地先まで	
早良3416	重留3416号線	早良区重留七丁目1083番19地先から	
		同 1083番15地先まで	
西4432	下山門4432号線	西区下山門三丁目411番7地先から	
		同 411番10地先まで	
西4433	今津4433号線	西区今津4801番216地先から	
		同 4801番220地先まで	
西4434	今津4434号線	西区今津2400番2地先から	
		同 2400番7地先まで	
西4435	今津4435号線	西区今津4809番130地先から	
		同 4809番101地先まで	
西4436	今津4436号線	西区今津4809番129地先から	
		同 4809番72地先まで	
西4437	今津4437号線	西区今津4809番115地先から	
		同 4809番109地先まで	
西4438	田尻4438号線	西区田尻三丁目516番1地先から	
		同 517番9地先まで	
西4439	太郎丸4439号線	西区太郎丸二丁目7番16地先から	
		同 7番19地先まで	
西4440	元浜4440号線	西区元浜一丁目8番44地先から	
		同 8番52地先まで	

福岡市告示第54号

道路法第10条第2項の規定に基づき、市道路線を次のように変更したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路線名	旧新別	起点 終点	重要な 経過地
南938	井尻938号線	旧	南区井尻五丁目275番4地先から 同 329番1地先まで	
		新	南区井尻五丁目324番1地先から 同 329番1地先まで	

公 告

福岡市公告第54号

建築基準法第73条第1項の規定に基づき、建築協定を認可したので、同条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第73条第3項の規定により当該建築協定書を福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において一般の縦覧に供する。

令和8年3月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
田島1丁目3区建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市城南区田島一丁目118番ほか130筆
- 3 建築協定区域隣接地
福岡市城南区田島一丁目117番ほか80筆
- 4 認可年月日
令和8年3月9日

水 道 局

福岡市水道局公告第9号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和8年3月9日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築B	高宮配水場電気設備棟新築工事	総合評価落札方式
管1種A	博多区半道橋2丁目地内配水管布設工事	
	西区生の松原1丁目地内外1件配水管布設工事	
	東区若宮1丁目地内配水管布設工事	
	中央区薬院2丁目地内配水管布設工事	
	東区美和台6丁目地内配水管布設工事	
	東区美和台2丁目地内配水管布設工事	
	中央区渡辺通1丁目地内配水管布設工事	
	東区和白丘1丁目地内配水管布設工事（概算数量設計）	
	中央区大名1丁目地内配水管布設工事	
東区和白東2丁目地内No.2配水管布設工事		
管2種C	早良区南庄4、5丁目地内φ500mm配水管布設工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和8年3月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

博 多 区

福岡市博多区告示第3号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、そ

の旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市博多区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和8年3月9日

福岡市博多区長 中 村 卓 也

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市博多区金の隈三丁目2番7-713号 スカイシャトレ空港南	渋田 陵太	令和8年2月10日
福岡市博多区千代一丁目16番14-1101号 ギャラクシー県庁口	山梨 尊親	
福岡市博多区博多駅南六丁目6番30-205号 L I B T H博多駅南V I I	吉田 心	
福岡市博多区板付二丁目1番5-102号 アムール板付Ⅲ	松尾 ミチ子	
福岡市博多区板付五丁目3番3号 301号	松尾 康平	
福岡市博多区板付五丁目3番3号 302号	内間 佑仁	
福岡市博多区諸岡四丁目20番28-105号 アルコス諸岡	井上 大稀	
福岡市博多区新和町二丁目1番11-201号 ビバリーハウス南福岡Ⅰ	加藤 譲二	
福岡市博多区新和町二丁目4番27号 第2三城ハイツ102号	武田 敏明	

